

# 令和8年春季全国火災予防運動実施要綱

## 1 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

全国の火災の状況をみると、住宅火災の件数及び死者数は、平成17年から令和2年にかけて減少傾向が続いていたが、令和3年以降は再び増加傾向にある。死者数の内訳として、65歳以上の高齢者が7割を超えており、今後予想される更なる少子高齢化や高齢者単身世帯の増加等を勘案すると、高齢者の人命安全確保は喫緊の課題となっている。

加えて、令和7年11月に大分市で発生した大規模火災では、密集市街地における延焼拡大の危険性が改めて認識されたところであり、密集市街地における住宅防火対策を徹底することが必要である。

また、近年の大規模地震では電気に起因する火災が多く発生しており、南海トラフ地震や首都直下地震の被害想定においても、火災による大きな物的被害及び人的被害が想定されているところであり、感震ブレーカーの設置をはじめとする地震火災対策を推進する必要がある。

さらに、令和7年は大船渡市、岡山市、今治市などで大規模な林野火災が発生し、今年に入ってからも上野原市などで大規模な林野火災が発生した。林野火災は、例年1月から増加し始め、2月から5月にかけて特に多く発生する傾向があり、その背景として、春の行楽シーズンを迎え山に入る人が増加するととともに、農作業のため火入れや枯草焼きなどが行われることに伴い、火の不始末や火の粉が山林に飛び火することなどがあることから、火災予防を徹底する必要がある。

このような状況を踏まえ、以下2及び3の項目を中心として火災対策の推進を図る。

## 2 重点推進項目

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 地震火災対策の推進
- (3) 林野火災予防対策の推進

## 3 推進項目

- (1) 防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (2) 製品火災の発生防止に向けた取組みの推進
- (3) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

- (4) 乾燥時及び強風時の火災に対する警戒の強化
- (5) 放火火災防止対策の推進

4 防火標語（2025 年度全国統一防火標語）『急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし』

5 実施期間 令和 8 年 3 月 1 日（日）から 3 月 7 日（土）までの 7 日間

（奥出雲町は 3 月 15 日（日）から 3 月 21 日（土）までの 7 日間）

## 住宅防火 いのちを守る 10 のポイント 4 つの習慣・6 つの対策

### 4 つの習慣

- 1 寝たばこは絶対にしない、させない。
- 2 ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- 3 こんろを使うときは火のそばを離れない。
- 4 コンセントはほこりを清掃し、不必要的なプラグは抜く。

### 6 つの対策

- 1 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- 2 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10 年を目安に交換する。
- 3 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防炎品を使用する。
- 4 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- 5 お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- 6 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。